

いじめ防止等対策の取り組みについて

一関工業高等専門学校

	項目	令和4年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	学内で教員会議の後に、教員向けにいじめに関する研修会（FD）を実施し、「いじめの定義、認知について」共通理解と意識向上に努めた。	年度当初の教員会議で教職員に対して本校の「いじめの定義、対応方針」について周知した。また、学生の新任教員研修でも説明を行った。	令和5年4月
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的な開催ではないが、案件に応じて開催した。	定期的な開催も含め検討していく。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	本年度も学内で教員会議の後に教員向けの研修（FD、学生主事が担当）を実施した。	国立高専機構が制作したコンテンツを活用し、オンライン研修を実施する予定	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「一関高専いじめ防止等基本計画」において「学校いじめ防止対策委員会」が行う職務内容を定めており、学校HPへ掲載し、全教職員へ周知した。	本年度も引き続き学校HPへ掲載し、教員会議等で周知している。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度当初の「学校いじめ防止対策委員会」にて「学校いじめ防止プログラム」を策定し、学校HPへの掲載し、全教職員へ周知した。	本年度も引き続き学校HPへ掲載し、教員会議等で周知している。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	「一関高専いじめ防止等基本計画」において、対応フロー図を定め、教員会議やいじめ研修会等で呼びかけをした。	本年度も引き続き教員会議等で周知している。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「一関高専いじめ防止等基本計画」に重大事態の定義や役割が明記されており、教員会議および学校HPで周知されている。	本年度も引き続き学校HPへ掲載し、教員会議等で周知している。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	Teamsを活用して学生の実態を即座に把握し、必要な場合は関係教職員でチーム支援ができるような体制を構築している。	本年度も引き続き必要な学生の情報共有およびチーム支援を行っていく。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	令和4年度末に取り組みを検証し、令和5年度の防止プログラムに反映した。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することになっている。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	「いじめいやがらせアンケート」「心身の健康状態に関するアンケート」を合わせて年4回実施しており、「学生委員会」「学校いじめ防止対策委員会」にて報告、教職員間で共有した。	必要に応じてアンケートの項目を見直し、内容を検討していく。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	「一関高専いじめ防止等基本計画」において、スクールカウンセラー等の役割を明確にしている。スクールカウンセラーの得た情報は、Teamsやチーム支援の場で必要に応じて共有できる体制を構築している。	本年度も引き続き必要な学生の情報共有およびチーム支援を行っていく。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	弁護士の先生による人権教育・メンタルヘルス講演会を実施した（10月,1回）。	本年度も全学年対象で学生向けの「人権教育・メンタルヘルス講演会」をオンラインで実施した（12月,1回）。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	「いじめいやがらせのアンケート」項目にいじめの定義に関する質問を含めており、周知した。また、学生向けの講演会「人権教育・メンタルヘルス講演会」を実施し啓発に取り組んだ。	本年度も引き続き同様の取り組みを行った。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生会の中に「学生会いじめ防止対策委員会」を設置し、学生の主体的な取り組みを推進している。	学生会が行う「いじめ防止ポスターの作成」などの啓発活動を支援していく。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	「学校いじめ防止プログラム」を策定し、学校HPへ掲載し、保護者への周知を行った。	本年度も引き続き同様の取り組みを行った。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	学級担任と連携して「学校いじめ防止対策委員会」で検討した学内対応の内容を、関係学生およびその保護者に対して伝えることを徹底した。	本年度も引き続き同様の取り組みを行っている。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	コロナ禍の影響もあり参集式の運営諮問会議は行われておらず、内容説明や連携・協力体制の構築に至っていない。	いじめ防止基本計画をHPで公開し、スクールロイヤーとの協力体制を気づいている。	令和5年9月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	「学校いじめ防止等基本計画」にも明記し、地元警察と情報共有・連携するようにしている。	引き続き、地元警察と情報共有・連携するようにしている。	-